

福島県復興計画（第1次）

（素案）

~○○○○○○○○~

【概要版】

サブタイトル
（公募作品から選定）

平成23年12月
福島県

福島県復興計画（第1次）の構成

I はじめに

- 復興計画策定の趣旨・策定までの経過
- 復興計画の性格

II 基本理念

- 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- 誇りあるふるさと再生の実現

**III-i 復興へ向けた
重点プロジェクト**

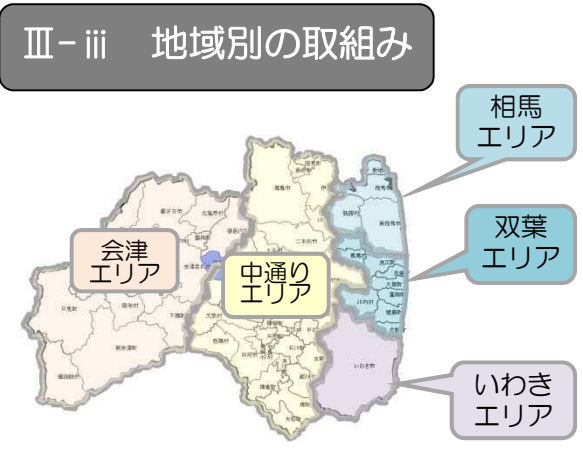
安心して住み、暮らす。	ふるさとで働く。	まちをつくり、人とつながる。
<ul style="list-style-type: none"> ① 環境回復 ② 生活再建支援 ③ 県民の心身の健康を守る ④ 未来を担う子ども・若者育成 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 農林水産業再生 ⑥ 中小企業等復興 ⑦ 再生可能エネルギー推進 ⑧ 医療関連産業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ ふくしま・きずなづくり ⑩ ふくしまの観光交流 ⑪ 津波被災地復興まちづくり ⑫ 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化

復興のために重要な事業を抽出し、プロジェクトとして示した。

III 主要施策

III-ii 具体的取組みと主要事業

市町村の復興支援 ・ 生活再建支援 ・ 応急的復旧	未来を担う子ども・若者の育成	地域のきずなへの再生・発展	新たな時代をリードする産業の創出	災害に強く、未来を拓く社会づくり	再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり	原子力災害の克服
---------------------------------------	----------------	---------------	------------------	------------------	----------------------------	----------



IV 復興の実現に向けて

- 民間団体や県民等との連携
- 市町村との連携
- 国への要請
- 復興に係る各種制度の活用
- 実効性の確保

具体的取組みと主要事業

緊急的対応

緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

- ① 被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア
- ② 生活基盤・産業インフラの復旧
- ③ 被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の事業再開支援
- ④ 教育・医療・福祉の維持確保
- ⑤ 治安体制の整備
- ⑥ 広域避難している県民のきずなの維持
- ⑦ 市町村の復興支援
- ⑧ 原子力災害への緊急的対応

ふくしまの未来を見据えた対応

未来を担う子ども・若者の育成

- ① 日本一安心して子どもを産み、育てやすい環境の整備
- ② ふくしまの再生を担うこころ豊かなたくましい人づくり
- ③ 未来に羽ばたく若者の夢実現

地域のきずなの再生・発展

- ① 避難住民の住環境、社会環境の整備
- ② 避難住民とともに生み出す地域の活性化
- ③ 新たなきずなを生かした広域的連携の推進
- ④ ふるさと帰還後の新たなコミュニティづくり
- ⑤ ふくしまの宝を再発見し、磨きをかけ、発信する活動の推進

新たな時代をリードする産業の創出

- ① 本県産業の再生・発展
- ② 新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出
- ③ 新たな経営・生産方式による農林水産業の飛躍的発展
- ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり

災害に強く、未来を拓く社会づくり

- ① ハード・ソフト両面から防災機能が抜本的に強化されたまちづくり
- ② ふくしま及び東北を支える新たな県土づくり
- ③ 自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上
- ④ 将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくり
- ⑤ 災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築
- ⑥ 防犯・治安体制の強化
- ⑦ ソフト面での対策としての防災・減災対策や防災・減災教育の強化
- ⑧ 災害記録・教訓の世界への提言や次世代への継承

再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

- ① 省資源・省エネルギー型ライフスタイルのふくしまからの発信
- ② 再生可能エネルギー産業などの飛躍的発展

原子力災害対応

原子力災害の克服

- ① 全県におけるモニタリングの充実・強化
- ② 身近な生活空間における徹底した除染の実施
- ③ 全県における環境の回復
- ④ 全ての県民の健康の保持・増進
- ⑤ 原子力災害を克服する産業づくり
- ⑥ 原子力に係る機関の誘致及び整備
- ⑦ 原子力発電所事故に関連する情報開示
- ⑧ 原子力発電事業者及び国の責任による、原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組み

復興計画における事業数 710事業

安心して住み、暮らす

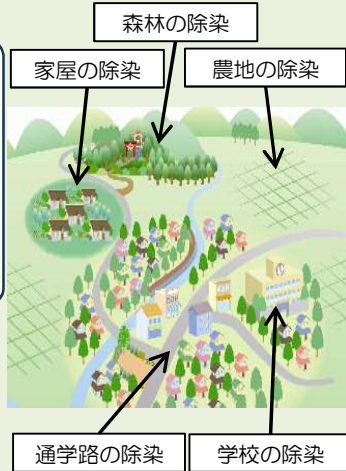
1 環境回復プロジェクト

目指す姿

県民のふるさとへの一刻も早い帰還や安心して生活できる環境の確保に向け、放射性物質に汚染された生活空間、農地、森林などの徹底した除染及び汚染廃棄物の円滑な処理により、美しく豊かな県土が回復している。

プロジェクト内容

- 1 除染の推進
- 2 汚染廃棄物の処理
- 3 拠点の整備



2 生活再建支援プロジェクト

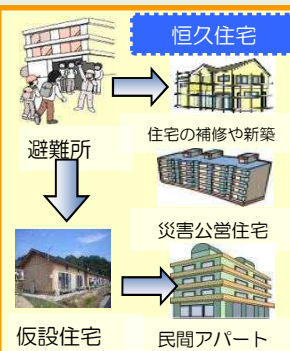
目指す姿

被災者が安心して暮らすことができる環境の整備と雇用の確保の支援により、生活再建が進んでいる。

プロジェクト内容

- 安定した生活の確保
- 住環境の再建支援
- 雇用の維持・確保

住環境再建イメージ



※「7 再生可能推進エネルギー推進プロジェクト」と連携して整備する。

ふるさとで働く

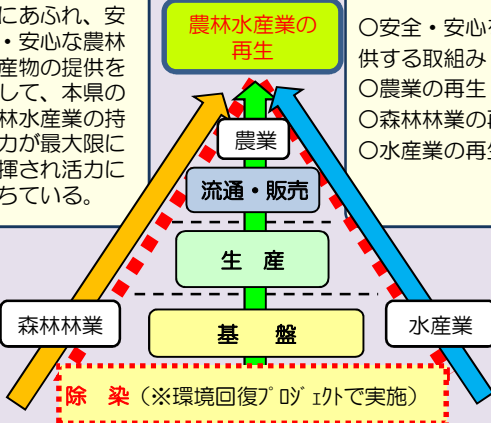
5 農林水産業再生プロジェクト

目指す姿

消費者への魅力にあふれ、安全・安心な農林水産物の提供を通して、本県の農林水産業の持つ力が最大限に発揮され活力に満ちている。

プロジェクト内容

- 安全・安心を提供する取組み
- 農業の再生
- 森林林業の再生
- 水産業の再生

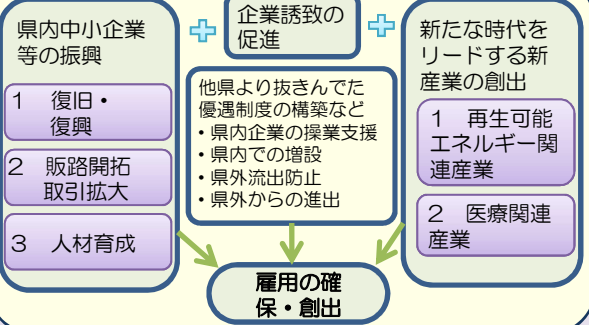


6 中小企業等復興プロジェクト

目指す姿

地域経済の担い手である中小企業等が活力に満ち、新たな雇用の場と収入が確保され、本県経済が力強く発展している。

プロジェクト内容



まちをつくり、人とつながる

9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト

目指す姿

県内外に避難している県民の心がふくしまとつながり、避難されている方々がふるさとに帰還することができるよう、地域コミュニティのきずなが再生・発展しているほか、震災を契機とした新たなきずなが構築されている。

プロジェクト内容

福島県内におけるきずなづくり



県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくり



ふくしまにおける復興へ向けた取組みや情報の発信



10 ふくしまの観光交流プロジェクト

目指す姿

ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけるとともに芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致することなどにより、国内外から多くの観光客等が訪れるようになっている。

プロジェクト内容

- テレビや映画などとのタイアップや食との連携をはじめとした観光復興キャンペーンの実施。
- 国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントを積極的に誘致・推進。
- 福島空港を活用した広域的な交流の推進。

・風評被害対策や正確な情報発信等 → 観光復興キャンペーン、国際会議・スポーツ大会の誘致等

【ふくしまのことをきちんと伝える】

【交流によるきずなを作る】

訪れる多くの観光客が
ふくしま

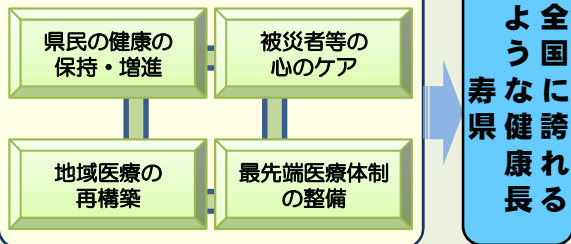
重点プロジェクト

3 県民の心身の健康を守るプロジェクト

目指す姿

長期にわたる県民の健康の見守り等を通して、これまで以上に県民の心身の健康の保持・増進を図ることで、全国にも誇れるような健康長寿県となっている。

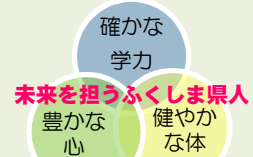
プロジェクト内容



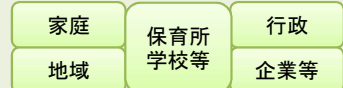
4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

目指す姿

子どもやその親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整備され、子どもたちが心豊かにたくましく育てられ、ふくしまの再生を担っている。



ふくしまならではの教育



日本一安心して子どもを育てられる環境づくり

社会全体で子育て・教育を応援

プロジェクト内容

- 子育てしやすい環境づくり
- 生きる力を育む人づくり
- 福島県の将来の産業を担う人づくり

7 再生可能エネルギー推進プロジェクト

目指す姿

再生可能エネルギーが飛躍的に推進され、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会となっている。

プロジェクト内容

- 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大
- 再生可能エネルギーに係る最先端技術開発などを実施する研究開発拠点の整備
- 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成
- スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産地消



8 医療関連産業集積プロジェクト

目指す姿

最先端の放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化などに関連した形で、我が国をリードする医療関連産業の集積地域となっている。

プロジェクト内容

- 医療福祉機器産業の集積
 - ・医療機器開発・安全評価拠点の整備
 - ・ふくしま医療福祉機器産業機構の設立
 - ・医療福祉機器・介護ロボット開発ファンドの創設
 - ・国際的先端医療機器の開発・実証
- 創薬拠点の整備
- 集積・整備による新たな雇用の創出



11 津波被災地復興まちづくりプロジェクト

目指す姿

津波により甚大な被害を受けた沿岸地域において、「減災」という視点からソフト・ハードが一体となった防災機能が強化されたまちが生まれている。

プロジェクト内容

- 海岸堤防の嵩上げ、道路、鉄道、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」により総合的な防災力が向上したまちづくり
- 防災訓練の強化や防災リーダーの育成などによる防災意識の高い人づくり・地域づくり
- 市・町が策定する復興のまちづくり計画策定及び実施の支援

復興まちづくりのイメージ



12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

目指す姿

かねてから県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸、福島空港、小名浜・相馬港の機能強化や情報通信基盤の強化された新たな県土が形成されている。

プロジェクト内容

- 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路の整備
- 浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や東西連携道路など、災害に強い道路ネットワークの構築
- 福島空港、小名浜港、相馬港の早期復旧・機能強化による、本県の物流、観光の復興を支える基盤の整備
- JR常磐線・只見線の早期復旧
- 災害時における情報通信手段の強化



福島県復興計画 地域別の取組み

本県は、地理的条件や歴史的・文化的に関連が強く一体性が高い7つの生活圏に基づく地域づくりを進めてきた。一方、東日本大震災からの復興においては、地域ごとに異なる地震・津波・原子力災害及び風評による被害の状況に応じた取組みが必要となる。復興計画においては、生活圏を基礎としつつ、被害状況を踏まえて、本県を5つのエリアに分け、それぞれのエリアの復興の取組みを連携して進めることにより、本県全体の復興を推進する。

会津エリア

復興へ向けた考え方

- 3月11日の地震による被害は比較的少ないが、7月末の新潟・福島豪雨では甚大な災害に見舞われた。豪雨災害からの復旧・復興を進め、本県における災害に強い社会づくりを確立する。
- 原子力災害に伴う風評被害から脱却し、全国屈指の観光地として復興をリードし、ふくしまの魅力を県内外に強く発信する。

主要な取組み

- 仮設住宅の防寒対策、絆づくり支援センター等による避難住民のコミュニティづくり支援
- 「八重の桜」放送を契機とした歴史・文化的資源を活用した観光振興
- 米やトマト等の風評被害の払拭、大規模土地利用型農業法人の育成
- 会津大学等と連携したIT人材育成、スマートグリッドの研究等
- 地熱発電、小水力発電、木質バイオマス等、再生可能エネルギーの普及
- 磐越自動車道4車線化、国道118号、会津縦貫道の整備
- 新潟・福島豪雨による災害に係る農地等の早期復旧、河川の改良復旧、JR只見線の早期全線復旧要請等

主な全エリア共通の取組み

[環境回復]

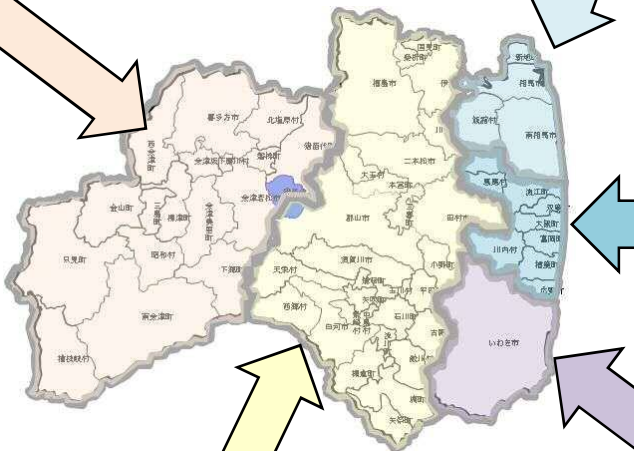
- 全県におけるモニタリングの充実・強化
- 生活空間、農地、森林などの国・県・市町村の役割分担による除染の実施

[健康]

- 健康管理調査等による県民の健康の保持・増進

[教育]

- 被災児童等の就学・通学支援、教員の適正配置、学校施設の復旧、サテライト校の宿泊施設の確保等



中通りエリア

復興へ向けた考え方

- 地震による被害の復旧を強力に推進する。
- 高い産業集積や高次都市機能の集積及び高速交通体系に恵まれている等の特性を活かして、県全体の復興を牽引するとともに、浜通りの被災者支援、雇用確保等の役割を担う。
- なお、警戒区域等においては具体的な取組みを定めることが困難であり、今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更等の状況を注視し、適時、見直しを行う。

主要な取組み

- 県立医大に放射線医学に関する調査研究・最先端医療拠点を創設
- 県立医大における創薬拠点整備、医薬品製造企業の誘致・集積、医療・福祉機器関連産業の振興
- 再生可能エネルギー研究開発拠点の誘致、関連産業の集積
- 国内外の会議・大会・イベント誘致による観光振興、福島空港を活用した裾野の広い交流拡大
- 葉ノ木平地区等での緊急的対策工事、ため池の耐震性検証手法確立・調査・耐震化の推進
- 河道の掘削や洪水調節施設の整備等、阿武隈川の改修事業を促進

相馬エリア

復興へ向けた考え方

- 被災施設の早期復旧及び復興へ向けたまちづくりの取組みを強かに推進する。
- 国内外の叡智を集めて原子力災害を克服し、相双地方の復興なくして福島・日本の復興はありえないという考えの下、帰還と復興へ向けた環境整備に取り組む。なお、警戒区域等においては具体的な取組みを定めることが困難であり、今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更等の状況を注視し、適時、見直しを行う。

主要な取組み

- 医療従事者の確保、医療機関の運営支援、他のエリアの医療機関との広域的連携支援体制の構築
- 太陽光発電等の再生可能エネルギー導入の先進地としての整備検討
- 海岸堤防の高上げ、防潮林、道路、鉄道等を組み合わせた多重防御による災害に強いまちづくり
- 防災集団移転事業や土地区画整理事業の早期事業化への支援
- 相馬港及び松川浦漁港の復旧、水産業関連施設等の復旧支援
- 農地の除塩、農業用施設の復旧、大規模土地用型農業や太陽光発電等を活用した施設園芸の導入
- 東北中央自動車道の概ね10年以内の完成及び常磐自動車道（常磐富岡～山元）の早期完成、県道原町川俣線の道路改良等、東西連携機能の強化
- JR常磐線の線形改良、将来的な複線化・高速鉄道化・快適化の検討（浜通り全域）

双葉エリア

復興へ向けた考え方

- 地震・津波被害に加え、原子力災害によりほとんどの住民が避難を余儀なくされるという人類史上経験がない災害に見舞われている。国内外の叡智を集めて原子力災害を克服し、相双地方の復興なくして福島・日本の復興はありえないという考えの下、帰還と復興へ向けた環境整備に取り組む。なお、警戒区域等においては具体的な取組みを定めることが困難であり、今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更等の状況を注視し、適時、見直しを行う。

主要な取組み

- 絆づくり支援センター等による避難住民のコミュニティの確保、電子回覧板等による情報提供
- 土地利用型農業の大規模化や再生可能エネルギーを活用した施設園芸の導入
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの集積、環境回復の取組みによる雇用の創出
- ごみ、し尿処理、下水処理、水道等の公共サービスの復旧・代替機能確保等支援
- 国道288号、県道小野富岡線、国道399号の整備、国道6号、常磐自動車道（広野～常磐富岡）の早期復旧
- 警戒区域解除後の速やかな帰還や一定期間の集合居住等、各町村の帰還に向けた取組みを支援
- 警戒区域におけるインフラ被害状況の把握、解除に備えた早期復旧
- 廃炉に向けた関連産業の育成の検討。原子力発電所への立入調査等周辺地域の安全監視徹底

いわきエリア

復興へ向けた考え方

- 被災施設の早期復旧及び復興へ向けたまちづくりの取組みを強かに推進する。
- 双葉エリアとの連携協力体制の整備を進め、避難生活を送る住民の帰郷の足掛かりとなる支援を行う。
- 地域特性を生かした再生可能エネルギー（洋上風力発電等）の推進を図る。

主要な取組み

- カツオ・サンマ等の水揚げ拡大のための県外船誘致、つくり育てる漁業の再生支援
- 洋上風力発電の積極導入をはじめとして、太陽光発電・風力発電等、再生可能エネルギー導入先進地域として、研究施設設置、関連産業を集積。
- 防災集団移転事業や土地区画整理事業の早期事業化への支援
- 市災害公営住宅整備事業に関し、双葉エリアから多くの住民が避難していることを踏まえた支援
- 地盤滑動・崩落により被害を受けた造成宅地に対する被害防止支援や、土砂災害対策の実施
- 海岸堤防の整備、小名浜港及び同漁港区等のインフラ復旧、県道豊間四倉線への減災機能の付与の検討
- 国道6号の整備、国道49号、国道289号、県道いわき石川線等の機能強化

福島県復興計画 復興の実現に向けて

民間団体や県民等との連携

■地域住民との協働

○県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など、多様な主体による情報共有、地域課題確認、復興に向けた取組み検討のため、各地方振興局を中心に協議の機会を設置

■情報の発信

○本県の現在の姿、復興に向けた取組み状況等、的確な情報をあらゆる媒体を活用して国内外に発信

■民間資金をはじめとする民間の力の積極的受入と活用

○企業や民間団体からの各種提案や協力を受け止めるための県の窓口設置
○必要な情報提供
○県や各種団体との連携のための調整

市町村との連携

○権限の移譲と財源の確保
○迅速かつ的確な人的支援
○県復興計画に基づく具体的取組み実施の際の市町村との連絡調整

国への要請

○原子力災害により土台から崩された本県の復興は一地方自治体の力を超越
○原子力災害は国策として原子力発電を進めてきた国に全責任

必要な予算措置や法的措置等を要請

復興に係る各種制度の活用

■復興基金の設置

○福島県原子力災害等復興基金を設置し、復興計画推進のための事業に活用

■復興特区制度

○県としての復興特区制度の活用
○市町村による復興特区制度の有効活用を支援

・復興推進計画
・復興整備計画
・復興交付金事業計画

認定等

・規制・手続きの特例や税制上の特例等
・土地利用再編の特例、許可・手続きの特例等
・復興交付金

■原子力災害からの地域再生等に関する特別法の制定要請・活用

○地域再生のための特別法の制定を国に対して要請

・本県は原子力災害により県政全般の基礎的条件が地盤沈下

・環境回復と民生の安全、警戒区域等のふるさと再生、産業活力の再興のための特別措置を総合的・計画的に講ずる必要があるが、現行法制度は不十分

・原子力災害からの福島復興再生協議会の場を通じて地域再生のための特別法の制定を国に対して要請

【本県が求めている福島再生特別法（仮称）の主な内容】

○本県の原子力災害からの復興は、国策として原子力政策を進めてきた国の責務と明記
○以下の事項を恒久的な措置として体系化した包括法として制定

- ・県民の放射線影響からの健康管理
- ・産業集積の維持・発展を強力に支援するための、復興特区を上回る思い切った税制上の優遇措置や規制緩和の特例措置
- ・原子力発電所周辺地域の産業構造転換を特に促進するための、他の地域をさらに上回る税制上・金融上・財政上の措置

○原子力損害賠償紛争審査会での審議、指針の策定状況を見据えつつ、損害賠償に関する特別法の制定を国に対して要請

復興計画の実現

実効性の確保

■計画の進行管理

- 各取組みの実施状況を毎年度点検し、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関が評価を実施
- 評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を実施
- 評価結果を県民にわかりやすく公表

■復興に向けた取組みへの重点的対応

- 重点プロジェクトに盛り込んだ事業を重点事業と位置づけ、財源を優先的に配分
- 部局が連携し、全庁一体となって推進
必要に応じて推進体制についても検討

■復興計画の柔軟な見直し

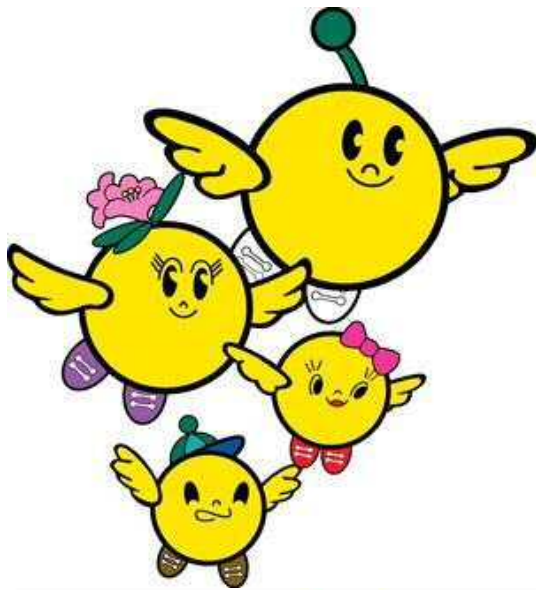
- 今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組みが行われるよう、復興計画を適時、柔軟に見直し

(参考) 東日本大震災後の経過一覧

	3月	4月	5月	6月
発生事象	(11) 大津波警報発令 東北地方太平洋沖地震発生 (12) 余震発生 (最大震度5弱)	(7) 余震発生 (最大震度5強) (11) 余震発生 (最大震度6弱) (12) 余震発生 (最大震度5弱) (23) 余震発生 (最大震度5弱)	(6) 余震発生 (最大震度5弱) (25) 余震発生 (最大震度5弱)	(4) 余震発生 (最大震度5弱)
原発関連	(12) 第1原発1号機爆発 (14) 第1原発3号機爆発 (15) 第1原発4号機火災	(17) 事故収束に向けた工程表発表 (15) 東電仮払金支払い決定 (12) 国際評価尺度暫定評価レベル7に引き上げ	(26) 東電仮払金支払い開始	(17) 事故収束に向けた工程表再度見直し (30) メカフロートへ汚染水の移送開始 (28) 1号機建屋力バー設置作業開始
避難関連	(11) 第1原発半径3km圏内「避難指示・半径10km圏内」避難指示 (12) 第1原発半径10km圏内「避難指示」 (15) 第1原発半径20km圏内「避難指示」 (23) 第1原発半径20km圏内・第2原発半径10km圏内「避難指示」	(1) ホテル・旅館への「二次避難」開始 (21) 第2原発避難区域半径8km圏内へ変更 (22) 第1原発半径20km圏内を「警戒区域」と設定 (22) 緊急時避難準備区域及び計画的避難区域の設定	(10) 川内村一時帰宅開始 (12) 葛尾村一時帰宅開始 (15) 計画的避難区域住民避難開始 (22) 田村市一時帰宅開始 (25) 南相馬市・富岡町一時帰宅開始	(4) 大熊町一時帰宅開始 (6) 楡葉町一時帰宅開始 (30) 特定避難勧奨地点の設定(伊達市)
インフラ・農林水産関連	(17) 食品中の放射性物質の暫定規制値発表 (17) 陸上自衛隊による啓開作業の開始(道路)	(16) 応急仮設住宅(第一弾)完成 (21) 応急仮設住宅入居開始 (22) 避難区域等の稲の作付制限	(2) 河川・海岸の応急工事着手 (8) 国道6号、警戒区域除き全線開通 30km圏内を除く	(20) 被災者高速道路利用無料化スタート
県の主な動き	(12) スクリーニング開始 (15) 環境モニタリング開始 (22) 仮設住宅入居者等の相談ダイヤル開設	(1) 「がんばろうふくしま」スタートイベント開催 (5) 相双地方8県立高校サニタイト校設置方針決定 (12)(19) 双葉郡支援センター開設 (12) 義援金第1次配分決定開始	(2) 原子力損害賠償等に関する問合わせ窓口開設 (13) 警戒区域一時立入受付センター開設 (11) 天皇皇后両陛下御来県 (2) 原子力損害に関する関係団体連絡会議設置	(6) 「生活再建の手引き」を作成 (17) 秋篠宮御夫妻御来県 (27) 検査開始 (27) 学校通学路七ヶ浜事業実施
政府の主な動き	(11)(11)(11)(13)(14) 大規模震災災害派遣要令 災害対策本部設置 (15) 福島原子力発電所事故対策本部設置 (17) 被災者生活支援特別対策本部設置	(8) 義援金第1次配分基準決定 (11) 原子力発電所事故による経済被害対策本部設置 (15) 東日本大震災復興構想会議開催決定 (21) 警戒区域への一時立入について発表	(12) 原子力災害被害者に対する緊急支援措置について決定 (17) 原子力被災者への対応に関する3面の取組方針の決定 (27) 学校で児童生徒が受ける線量について「1ミリシーベルト以上を目指す」	(7) 原発事故調査・検証委員会初会合 (20) 東日本大震災復興基本法成立 (25) 東日本大震災復興構想会議において復興指針書が決定 (28) 東日本大震災復興対策本部初会合

7月 8月 9月 10月 11月

<p>(25) 余震発生 (最大震度5弱)</p> <p>(26) 新潟・福島豪雨発生 余震発生 (最大震度5弱)</p> <p>(31) 余震発生 (最大震度5強)</p>	<p>(12) 余震発生 (最大震度5弱)</p> <p>(19) 余震発生 (最大震度5弱)</p>	<p>(29) 余震発生 (最大震度5強)</p>		
<p>(5) 東電の回目的損害賠償仮払金基準発表</p> <p>(19) ステップ2新工程表を公表</p>	<p>(10) 1号機建屋カバー本格設置工事開始</p> <p>(29) 原子力損害賠償紛争解決センター開所(東京都港区)</p> <p>(30) 東電 個人向け賠償金支払スケジュールと賠償基準を発表</p>	<p>(12) 原子力損害賠償支援機構設立</p> <p>(13) 原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所開所(郡山市)</p> <p>(20) 改訂工程表を発表</p> <p>(26) 原子力損害賠償支援機構開所(東京都港区)</p>	<p>(14) 1号機建屋カバー設置完了</p> <p>(17) 事故収束に向けた工程表改訂版発表。原発冷温時期「年内」と初明記</p>	<p>(17) ステップ2作業がほぼ終了と発表</p> <p>(12) 1号機構内事故後報道陣に初公開</p> <p>(11) Jヴィレッジ報道陣に初公開</p> <p>(9) 原子力損害賠償支援機構福島事務所開所(郡山市)</p>
<p>(21) 特定避難勧奨地点の設定(南相馬市)</p>	<p>(9) 政府 避難区域等の見直しに関する発表 特定避難勧奨地点の設定(南相馬市 川内町)</p> <p>(26) 原発3km圏内初一時帰宅</p> <p>(31) ビックパレットがくし手避難所開設</p>	<p>(30) 緊急時避難準備区域一括解除</p> <p>(23) あづま総合体育館避難所閉鎖</p> <p>(19) 警戒区域への一時帰宅2巡回開始。初のマイカー使用</p>	<p>(29) マイカー利用一時帰宅3km圏内初</p>	<p>(18) 県、ふるさと絆情報ステーション開設</p>
<p>(8) 県産牛肉の放射性セシウム検査結果の公表</p> <p>(14) 放射性物質汚染された稲わらを給与した肉牛が出荷流通しなかったことが判明</p> <p>(19) 飼養牛の畜場の出荷制限</p>	<p>(31) 国道の号復旧工事が終了。全線通行可能</p>	<p>(5) 高速道路の本格的な復旧工事開始</p>		<p>(14) 自主検査の結果、県内産の米から暫定規制値を超える放射性セシウム検出</p> <p>(17) 放射性セシウム検出地域の米の出荷停止</p>
<p>(8) 義援金第2次配分決定金開始</p> <p>(8) 「ふくしま」のCM制作の緊急宣言発表</p> <p>(15) 「ふくしま」のCM制作の緊急宣言発表</p> <p>(22) 被災者支援の工程表提示</p> <p>(26) 被災者支援の工程表提示</p> <p>(28) 被災者支援の工程表提示</p>	<p>(3) ふくしま総文開幕</p> <p>(11) 復興ビジョン決定</p> <p>(17) 「ふくしま」新発売プロジェクト開始</p> <p>(27) 首相 知事会談 中間貯蔵施設設置を打診される</p>	<p>(2) 原子力損害賠償の完全実施を求める福島県総決起大会(東京都千代田区)</p> <p>(8) 仮設住宅等入居者支援連絡調整会議設置</p> <p>(15) 一般米の放射性物質調査を開始</p> <p>(22) 県とイオン、包括連携協定を締結</p>	<p>(3) 除染計画策定支援市町村巡回開始</p> <p>(4) 県主催除染業務講習会開始</p> <p>(9) 甲状腺超音波検査開始</p> <p>(11) 知事 IAEA国際除染チームと会談</p> <p>(13) 除染・廃棄物対策推進会議</p> <p>(13) 環境回復推進協議会 除染対策を新設</p>	<p>(14) 甲状腺全県巡回検査開始</p> <p>(14) 面的除染モデル事業開始</p> <p>(18) 「除染情報マガジン」準備会開設</p> <p>(24) 安主・安心フォーラム開催</p> <p>(24) 除染技術実証事業開始</p>
<p>(19) ステップ1達成と発表</p> <p>(21) 東電電力株福島第一原子力発電所における長期賠償検討専門誌会の設置</p> <p>(29) 復興基本方針決定</p> <p>(29) 原子力損害賠償仮払い法成立</p>	<p>(3) 原子力損害賠償支援機構法成立</p> <p>(5) 被災者避難先業務処理特例法・改正地方税法成立</p> <p>(26) 除染に関する緊急実施基本方針決定</p> <p>(26) 再生素材センター特設法成立</p> <p>(27) 福島復興再生協議会第1回会合</p> <p>(30) 放射性物質汚染対処特措法成立</p>	<p>(13) 平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行期日を定める政令成立</p> <p>(30) 原発事故調設置法が成立</p>	<p>(7) 相双地域医療従事者確保支援センターを設置</p> <p>(16) 政府主催「環境の再生に向けた除染に関する国際シンポジウム」開催(福島市)</p> <p>(29) 中間貯蔵施設整備等工程表を発表</p>	<p>(11) 放射性物質汚染対処特措法に基づき基本方針を閣議決定</p>



福島県復興計画（第1次） （素案）

【概要版】

平成23年12月

発行者：福島県企画調整部復興・総合計画課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

TEL 024 (521) 7923

FAX 024 (521) 7911

E-mail fukkoukeikaku@pref.fukushima.jp